

○奈良県児童虐待防止アクションプランの進捗状況の評価

- ・令和6年4月から施行された改正児童福祉法において、子どもの意見聴取及び意見表明支援の仕組みづくりが制度化。
- ・また、母子保健分野（子育て世代包括支援センター）と児童福祉分野（子ども家庭総合支援拠点）の両機能が一体的に相談支援を行う機関として市町村こども家庭センターの設置が努力義務となり、市町村の家庭支援事業が拡充された。市町村こども家庭センターは、令和6年度中に23市町村が設置し、現在は30市町村が設置済みと着実に広がっている。県としても、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化に向け、こども家庭センターの設置意義の説明や、課題と支援内容を共有し、効果的な支援を実施するための計画であるサポートプランの作成等について、研修機会の充実に力を注いでいく。
- ・母子保健分野においては、「乳幼児健診受診率（3～5か月児）」は前年度から変化はないが、「乳幼児健診未受診児の現認率（3～5か月児）」は93.7%となり、12.1ポイント増加した。
- ・県が実施する市町村職員等を対象とした研修の参加者数は増加している。引き続き、必要な研修の実施やその周知に努め、研修受講を促していく。
- ・県こども家庭相談センターにおいて、家族再統合にあたり、家族応援会議など保護者等を交えた地域支援やプログラムを実施した割合が低下した。「児童福祉司1人当たりの対応件数」の増加や一時保護件数の増加の影響もあり、令和7年度は5名増員。また、家族再統合に関する研修の実施等により、取組への意識を高めていくことも必要である。
- ・県こども家庭相談センター職員と市町村職員の人事交流は進んでおらず、顔の見える関係の構築や人事交流を通じた人材育成について、職員同士が認識することから取り組んでいく必要がある。
- ・今後については、積極的に研修等により職員のスキルアップを図ることや、関係機関との連携体制の強化、地域における見守り意識のさらなる醸成が必要である。
- ・「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第21次報告、令和7年9月こども家庭庁）」において示されているように、心中以外の虐待死事案の半数以上が0歳児の事例である。市町村こども家庭センターを中心とした市町村の機能強化を推進し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化していくことや、早期から関わりを開始することで子育て世帯を孤立させず、虐待の未然防止に繋げていくことが重要である。